

振り込め詐欺等の被害者の方へ（資金返還手続きについて）

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が平成20年6月21日より施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の被害にあった方を救済する観点から、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害資金の返還手続き等を定めたものです。

振り込め詐欺等により当組合に資金を振り込まれた方は、預金保険機構の公告をご確認いただくか、下記照会先にお問い合わせください。

振り込め詐欺救済法相談ダイヤル

【窓口：朝日新聞信用組合 営業部営業課】

03-5541-8508

受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日、12/31～1/3を除く）

受付時間：午前10時～午後5時

※預金保険機構が行う公告は、下記よりご確認できます。

○預金保険機構の公告に関するホームページはこちらです。

<https://furikomesagi.dic.go.jp/>

○振り込め詐欺救済法Q&Aはこちらです。

<https://furikomesagi.dic.go.jp/qa.html>

○「被害回復分配金支払請求書」等の様式のダウンロードと作成方法ははこちらです。

<https://furikomesagi.dic.go.jp/patdoc.html>